

警備業合格証明書(書換)申請時の郵送手続について

○ 申請

下記のことを封筒に入れ、レターパックプラス又は簡易書留で警察署生活安全課又は刑事生活安全課あてに送付してください。

申請手続に必要なもの

- ・ 合格証明書書換え申請書
- ・ 書換えを疎明する書面
住所変更:住民票の写し など
- ・ 理由書(書換え遅延時のみ)
- ・ 合格証明書の写し
- ・ 写真(縦3cm×横2.4cm)
- ・ 手数料(青森県証紙2,200円)

+

新合格証の送付に必要なもの

レターパックプラス封筒(540円)の「お届け先」に合格証明書送付先の住所・氏名・電話番号を記載したもの
又は
定形郵便料金(サイズにより料金は異なる)+簡易書留料金(+320円)分の切手を貼り、合格証明書送付先の住所・氏名・電話番号を記載した封筒

警察署で不備がないかを確認して、電話で本人確認後に受領します。

○ 交付

申請時に記載した送付先に、合格証明書・受領書様式・返信用封筒が送付されます。

交付後の作業

- ① 新しい合格証明書に誤りがないか確認してください。
- ② 同封の受領書様式に住所と氏名を記載してください。
- ③ 返納する旧合格証をはさみで半分に切断してください。
- ④ 同封の返信用封筒に、切断した旧合格証明書と受領書を入れ、封をして、定形郵便料金(84円)を貼りポストへ投函してください。

以上で終了です。

※ 手続の際は、次の注意事項を必ず読み、誤りの無いようにお願いします。

《注意事項》

- 1 申請する警察署あての郵送は「レターパックプラス」又は「簡易書留」で送付してください。
- 2 申請時に同封する新合格証送付用の「レターパックプラス」又は「封筒」には必ず宛先(申請者等の住所等)を記載してください。
- 3 郵送にかかる料金(申請時、新合格証送付時及び受領書等送付時)は、全て申請者の負担となります。
- 4 「合格証明書の書換えの申請、同交付」以外の申請等や決められた手続以外の方法でなされた郵送による申請等は、受け付けることができません。
- 5 郵送で送られた書類に不備があった場合、内容により、「電話で確認し警察署で補正」、「追加書類の郵送をお願いする」等の措置をとることとなります。
これらの措置をとることができなかった場合(電話がつながらなかった場合、追加の書類が郵送されなかった場合等)受理にならない場合があります。
必ず連絡がとれる携帯電話番号等を明記してください。
- 6 手数料については定められた様式に所定額の青森県収入証紙を剥がれないように貼付してください。
- 7 申請書の「申請年月日」の日付は、投函日と同一としてください。
- 8 期限が設けられている申請等について郵送による手続を利用する場合は、必ず、当該期限内に書類等が警察署に到着するよう、余裕をもって手続をしてください。